

結核

は、まだまだ
身近な病気です！

結核は近年減少傾向にあるものの、

今も**重大な感染症のひとつ**で、過去の病気ではありません。

宇都宮市では、年間約**30人**が結核を発症しています。そのうち**半数以上**が70歳以上の高齢者です。特に、80歳以上の方が結核を発症する危険性は、**約5倍**高いです。結核は近年減少傾向にあるものの、今も**重大な感染症のひとつ**で、過去の病気ではありません。

☑ 咳や痰が2週間以上続く

☑ 微熱や体のだるさが続く

早めの医療機関受診が大切です。

本当にいつもの風邪？



65歳以上の方は、感染症法により年1回の結核健診を受けることが義務付けられています。

早期発見のために年に1度は

胸部レントゲン検査

(肺がん検診 兼 結核健診) を受けましょう！



医療機関の皆さまへ

早期発見が重要！



結核 も疑ってください！

結核は今もなお、重大な慢性感染症です。

国内では結核の集団感染の発生がたびたび報告されています。結核は「過去の病気」との認識が、一般の方のみならず医療関係者にもあります。そのため、受診や診断の遅れから、周囲の人に感染させる集団感染が発生しています。

感染拡大防止のため、2週間以上の長引く咳や痰・発熱などの症状出現の際には、結核を疑い診察をお願いいたします。

宇都宮市 新登録患者数

令和6年の新規登録患者数は30人で、人口10万人当たりの罹患率は5.9となっている。

区 分	令和4年		令和5年		令和6年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	10,235	8.2	10,096	8.1	10,051	8.1
栃 木 県	112	5.9	135	7.1	127	6.7
宇都宮市	26	5.0	30	5.8	30	5.9

罹患率：1年間に発病した新規登録患者を人口10万人当たりで示した率（潜在性結核感染症を除く）

宇都宮市 年齢別新規登録者

高齢者が半数を占めており、特に70歳以上が60%を占めている。また、日本語教育機関に通う等、外国生まれの患者が30%を占めている。

高齢者は特に、咳や痰・発熱などの症状が現れにくく、発見が難しくなっております。

医療機関において、直近でレントゲン撮っていない高齢者がいた場合は、結核健診をおすすめ下さい。また、乳幼児や高齢者、慢性疾患患者は免疫力が低いために感染や発病のハイリスク群となり、十分な注意が必要です。

宇都宮市 年末現在登録患者数

本市の結核患者登録者数は令和6年末現在67人であり、人口10万人当たりの活動性患者数（治療中の患者）を表す有病率は4.3となっている。（潜在性結核感染症を除く）

区 分	令和4年		令和5年		令和6年	
	患者数（活動性結核）	有病率	患者数（活動性結核）	有病率	患者数（活動性結核）	有病率
全 国	24,555 (6,782)	5.4	22,426 (6,794)	5.5	21,621 (6,712)	5.4
栃 木 県	311 (78)	4.1	268 (89)	4.7	259 (95)	5.0
宇 都 宮 市	89 (19)	3.7	75 (24)	4.7	67 (22)	4.3

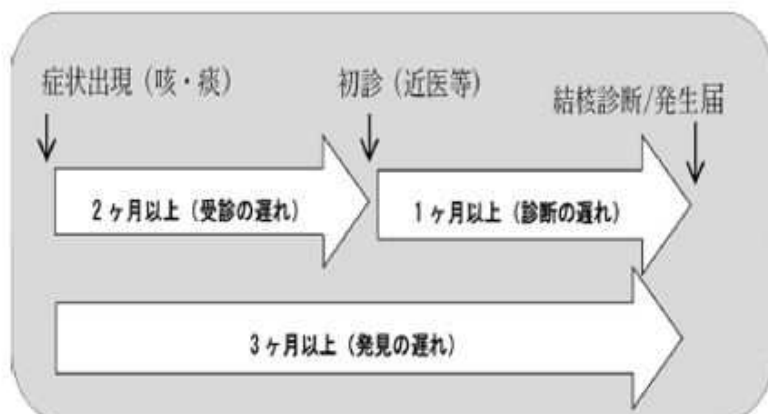
有病率：年末時の活動性結核患者総数を人口10万人当たりで示した率

裏面あり

！重要！

宇都宮市 診断の遅れ

定義



①受診の遅れ：

症状出現から初診までの期間が2か月間

②診断の遅れ：

初診から診断までの期間が1か月以上

③発見の遅れ：

症状出現から診断までの期間が3か月以上

「診断の遅れ」は、発病から初診までが2か月以上、初診から診断までが1か月以上、発病から診断まで3か月以上かかった場合に「診断の遅れ」と判断されます。

栃木県結核対策プラン（第2期）では、「診断の遅れ」を15%以下を目標値として掲げていますが、例年発病から診断まで3か月以上かかった割合が15%を超えており、目標値の達成に至っていないのが現状です。結核を疑い、早期診断が鍵となります。

＜お願い＞感染症法に基づく、届出期限の遵守

1. 結核発生届（法第12条第1項、第5項、第6項）

直ちに提出

医師は、結核の患者又は無症状病原体保有者等を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長に届け出なければならない。感染症指定医療機関の医師は、電磁的方法によって届け出を行わなければならない。その他医療機関の医師は、電磁的方法による届け出を行うよう努めなければならない。

2. 結核患者の入退院届（法第53条の11第1項）

7日以内に提出

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、または入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

参考となるホームページ



感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-02-02.html>



感染症法に基づく医師の届出様式（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kekkakutoha2.html>

「結核」と診断したら直ちに届出を

※ 医師は結核と診断したら、直ちに最寄りの保健所に発生届を提出することが法律で定められています。

以下の1～4はすべて届出が必要です。（疑似症患者等、届出に迷う場合は保健所に御相談ください）

- 1 結核患者（確定例）
- 2 無症状病原体保有者（潜在性結核感染症）で結核医療を必要とする場合
- 3 疑似症患者
- 4 感染症死亡者（疑い含む）の死体

※ 届出基準などの詳細については厚生労働省や栃木県のHPを御確認ください。



厚生労働省「感染症法に基づく医師の届出のお願い（結核）」



とちまるくん ©栃木県

届出先及び相談窓口（医療機関を管轄する保健所に御連絡ください。）

名 称	連絡先 (平日8:30～17:15)	時間外連絡先 (左記時間以外)	管 轄
県西保健所 (県西健康福祉センター)	0289-62-6225	緊急連絡先に御連絡ください。 ※ 緊急連絡先が不明な場合には、 事前に管轄保健所に、御確認 ください。	鹿沼市、日光市
県東保健所 (県東健康福祉センター)	0285-82-3323		真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南保健所 (県南健康福祉センター)	0285-22-1219		小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町
県北保健所 (県北健康福祉センター)	0287-22-2679		大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、那須町、塩谷町 高根沢町、那珂川町
安足保健所 (安足健康福祉センター)	0284-41-5895		足利市、佐野市
宇都宮市保健所	028-626-1115	028-632-2222	宇都宮市

届出にあたって

- ・転院を予定している場合でも、結核と診断した医師は届出を行う必要があります。
- ・医師が行う届出は、感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法に抵触することはありません。
- ・患者に「保健所に届出すること」「保健所から患者宛てに連絡が入ること」を説明してください。

